

(別紙 1－10)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県まだい漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県まだい漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。